

名古屋市介護保険システム
標準化・運用保守業務
仕様書案に対する意見招請書

令和8年2月9日

名古屋市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

1 実施趣旨

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課が調達予定である「名古屋市介護保険システム標準化・運用保守業務」について、仕様書案の作成が完了したため、仕様書案に対する意見を招請するものです。

2 調達件名

「名古屋市介護保険システム標準化・運用保守業務」

3 意見招請への参加表明および仕様書案の交付

(1) 交付期間

令和8年2月9日から令和8年2月20日まで

(2) 意見招請への参加表明および仕様書案の交付

交付期間に（3）の担当者にある E-mail アドレスに参加表明を電子メールで送付してください。参加表明がなされた事業者に対して、（3）の担当者から電子メール、またはファイル転送サービスにて全ての資料を送付いたします。

(3) 担当者

担当課：健康福祉局高齢福祉部介護保険課

担当者：水口、高木、日下

所在地：〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所本庁舎 2 階

電話：052-972-4638

E-mail : a2593-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

4 意見の提出方法

(1) 意見の提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時

(2) 意見の提出先

上記3（2）に同じ。

(3) 意見の提出方法

（2）の提出先に「様式1：意見提供様式」を利用して、担当者 E-mail アドレスに電子メールにてご提出ください。

5 質問の方法

(1) 質問期限

令和8年2月20日（金）午後5時

(2) 質問の提出先

上記3(2)に同じ。

(3) 質問の提出方法

(2)の提出先に「様式2：質問票」を利用して、担当者E-mailアドレスに電子メールにてご提出ください。

(4) 回答方法

名古屋市からの質問に対する回答は、質問者に対して個別にメールで回答いたします。

6 意見招請結果及びその回答の公表

意見招請に基づく調達仕様書等の修正結果や回答については公表いたしません。

7 その他

(1) 意見書の提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者について、不利益に扱うこと也没有。

(2) ご提供いただいた意見書については、当該目的のために本市組織内で利用させていただきます。

(3) ご提供いただいた意見書については返却いたしません。

(4) 意見書の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とします。

(5) ご提供いただいた意見書に関して、後日問い合わせをさせていただく場合があります。